平成２４年（フ）第９６６号
神戸市灘区永手町１丁目２番６号
破産者　髙島　　茂
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９７号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目16番６号、従前の住所神戸市北区松宮台１丁目18番地の12
破産者　荒木　明子
1　決定年月日　平成25年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０２号
開始決定時の住所北海道旭川市永山９条４丁目７番12号　ビレッジN94Ｂ号室、住民票上の住所北海道旭川市豊岡７条５丁目３番15号
破産者　我妻　順子
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９２号
盛岡市東中野字見石55番地55
破産者　佐々木豊実
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１３８９号
横浜市鶴見区岸谷２丁目21番18号
破産者　佐藤なな子
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９３０号
横浜市神奈川区羽沢町992番地５　五月荘102号
破産者　平川　英雄
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０５号
金沢市長町２丁目６番52号
破産者　庄田　　博
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１０４１号
京都市北区紫野上御所田町28番地１、申立時の住所京都市上京区芦山寺通大宮西入中社町370番地
破産者　山岡　寛次
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
愛媛県宇和島市平浦1112番地２、開始決定時の住所愛媛県宇和島市保田甲1027番地３
破産者　西野　昭宏
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８５号
愛媛県松山市西石井６丁目７番17号
破産者　福田　泰史
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６５号
愛媛県東温市田窪1066番地１
破産者　横山　太一
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８号
長崎県諫早市小長井町井崎１番地
破産者　野中　由美
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２０６号
富山市四方北窪1363番地の２
破産者　アサヒ株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年７月24日まで
2　一般調査期日　平成25年10月15日午前10時
平成25年６月18日　　富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２０号
広島市西区井口台３丁目19番１号
破産者　荒巻　次郎
1　破産債権の届出期間　平成25年７月22日まで
2　一般調査期日　平成25年９月11日午前11時45分
平成25年６月21日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４０号
山形市大字七浦220番地、開始決定時の住所山形市瀬波３丁目８番９号
破産者　今田　邦広
1　破産債権の届出期間　平成25年７月31日まで
2　一般調査期日　平成25年９月５日午前10時30分
平成25年６月21日　　山形地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第５０号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町25番１―11号
破産者　中　多喜郎
異議申述期間　平成25年８月21日まで
平成25年６月21日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１６７号
大阪市東成区中道３丁目13番15―1104号
破産者　安村　徳守
免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
平成25年６月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４５３号
東京都世田谷区玉川２丁目11―14
破産者　椿　　成之
免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
平成25年６月21日
東京地方裁判所民事第20部

復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から３月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。

平成２４年（フ）第１８７号
兵庫県西宮市津門住江町６番19号　磯野方
破産者　武島　弘志
破産手続開始決定日　平成24年５月18日
平成25年６月19日
神戸地方裁判所尼崎支部破産係・再生係